

農業振興事業補助金をご活用ください

農林係

町では、農業振興のための様々な補助事業を用意していますが、その内の3つの事業をご紹介します。安定的な農業経営の確立に向けご活用ください。

①鳥獣被害防止施設設置事業

野生鳥獣による農作物への被害を防止するための資材購入費に対する助成です。

- 対象資材：電気柵、防除柵（柵、ネット、トタン等）、音響設備（爆音機は除く）
- 事業費の上限：30万円
- 補助率：3分の1以内（千円未満は切捨て）

※長野県農業共済組合の助成を受けられる場合は対象外です。

②農業用ビニールパイプハウス設置事業

直売所やJA等への出荷を目的とした農作物を作付けするための農業用ビニールパイプハウスの資材購入費に対する助成です。

- 事業費の上限：60万円
- 補助率：3分の1以内（千円未満は切捨て）

JA佐久浅間から助成がある場合は、その助成を除いた額が補助対象事業費となります。

育苗ハウスは対象となりません。また、同一事業主体による申請は、一年度につき一申請とします。

③遊休荒廃農地復旧対策事業

荒廃した農地を再生するために必要な経費に対する助成です。

- 事業費の上限：10アール当たり14万円
- 補助率：2分の1以内（100円未満は切捨て）

農地の再生後、5年以上耕作する方が対象となります。



●お問合せ先 農林係（電話 88-8408）

松くい虫伐採事業を行っています

農林係

町では、松くい虫の被害拡大及び枯損木の倒壊による二次被害を予防するため伐採を行っています。

この事業では、国の補助制度を活用し、笠取峠のマツ並木周辺や市町村境の松林を主として被害木の駆除処理を行うものです。（山林内に限定されており、また、予算に限りがあるので被害木全ては伐採できません。）

この事業の実施にあたり、所有者の方にご連絡なく被害木を処理しますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、お墓や宅地等の被害木については『立科町松くい虫防除伐採補助金』をご活用ください。

詳細につきましては農林係（電話 88-8408）までお問い合わせください。

